

金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示

Seiko Capital株式会社

手数料、報酬その他の対価について

当社は、お客様と締結する金融商品取引契約に基づき、お客様より手数料又は報酬等の対価を申し受けま
す。手数料又は報酬等の対価の額は、個別の金融商品取引契約に基づき提供される業務の内容に応じて、
お客様との協議により個別に決定されます。そのため、予めその金額や計算方法の概要を表示することは
できません。

不動産信託受益権に関する留意点及びリスク

1. 不動産信託受益権に係る重要な事項について

- ① 不動産信託受益権は、信託財産を管理・運用・処分した成果を受益者にお受取りいただく実績
配当の商品であり、一定の配当額及び信託終了時の元本価額（信託財産の価額）をお約束するもの
ではありません。
- ② 信託財産の処分時の価格によっては、元本欠損又は受益者による追加資金の拠出が必要となる
ことがあります。
- ③ 不動産信託受益権売買契約につき、お客様に契約違反があった場合は、契約条項に従い、違約金
等を取引の相手方から請求される場合があります。
- ④ 不動産信託受益権は、預金保険の対象ではありません。

2. 損失が生じることとなるおそれについて

- ① 信託元本に係る主な価格変動リスクについて：信託財産のうち不動産の時価については、地
価・賃料等不動産市況の変動により、信託設定時に比べて減少する場合があります。不動産市況の
変動によっては、信託勘定内債務が信託財産（不動産及び金銭等）の時価を上回る（債務超過にな
る）場合もあります。また、信託財産の処分時の価格によっては、元本欠損又は受益者による追加
資金の拠出が必要となる場合があります。なお、不動産は、地域性・個別性が強いいため、広域的な
地価・賃料変動率と対象不動産の変動率が連動しない場合もあります。
- ② 信託元本に係る主な信用リスクについて：信託財産のうち金銭を運用する場合において、運用先
（当社を含む）の信用状況の変化等（金融機関等の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれら
に関する外部評価の変化等）により、運用金銭の元本を割り込む場合があります。
- ③ 信託配当に係る主な変動リスクについて：信託財産のうち不動産の稼働状況（空室率）、賃料水
準の変動（周辺相場によるもの及び信託不動産固有の原因によるものを含む）、賃借人又は転借人
の変更、賃貸不能、賃貸事業の必要諸経費・公租公課の変動等によっては、信託配当の減少、又は
受益者による追加資金の拠出が必要となる場合があります。

3. クーリング・オフに係る規定の有無

クーリング・オフに係る規定の適用はありません

① 商号	Seiko Capital 株式会社
② 金融商品取引業者等 である旨及び登録番号	金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商） 第 3420 号第二種金融商品取引業
③ 当社が加入している 金融商品取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
④ 当社の苦情処理措置 及び紛争解決措置	Seiko Capital 株式会社 コンプライアンス責任者 電話番号 03-4400-5128